

加西市自治会役員女性登用奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加西市誰もが性差にとらわれず共に生きる社会づくり条例（令和4年加西市条例第1号）及び加西市男女共同参画プラン（令和4年3月策定）の基本目標に基づき、男女共同参画を推進する加西市内の自治会に対し、意思決定の場に女性がいることで女性の視点が反映された多様な地域づくりを支援するため、予算の範囲内において市長が交付する加西市自治会役員女性登用奨励金（以下、「奨励金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する認可地縁団体及び同様の地域的な共同活動を行っているとして市長が認める団体であって、その区域に居住する世帯が、補助金申請時において概ね20世帯以上で構成されていること。
- (2) 役員 自治会における総会等において選出され、自治会運営及び意思決定に参画する役員であって、輪番制その他自動的に充てられる職を除く。

(奨励金の交付対象)

第3条 奨励金の交付対象となる自治会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自治会規約等に女性を役員として登用することを明記し、2名以上の女性を役員に登用した自治会
- (2) 自治会の総会等で女性を役員に登用する方針を決議し、2名以上の女性を役員に登用した自治会

(奨励金の申請期間)

第4条 対象となる申請期間は、令和5年10月10日から令和10年3月31日までとする。

(交付要件及び交付額)

第5条 奨励金の交付の要件は、次の各号に掲げる要件を満たしていることとし、その奨励金の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 奨励金の額は、1自治会につき10万円とする。
- (2) 女性役員の役職が、自治会長（区長）、副会長（副区長）、及び会計等通称3役と呼ばれる役職の場合は、前号に定める額に10万円を加算する。
- (3) 前号において、役員が2以上の役職を兼務しているときは、当該役員の割合の算定における数は、1とする。
- (4) 奨励金の交付は、1自治会あたり1年度につき1回限りとし、最大3年間とする。

(交付の申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする自治会は、自治会役員女性登用奨励金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 新たに制定した自治会規約（新規制定又は改正する場合）
 - (2) 自治会規約の新旧対照表又は改正内容がわかる書類（規約改正した場合）
 - (3) 自治会の総会に係る議決書又は議決書に代わる書類及び役員名簿が記載された書類
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書により通知するものとする。

（請求の手続き）

第8条 奨励金の交付の決定を受けた自治会は、自治会役員女性登用奨励金請求書を市長に提出する。

（奨励金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による請求のあった自治会に対し奨励金を交付するものとする。

（奨励金の返還）

第10条 市長は、奨励金を交付した自治会が、偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたと認めるときは、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

2 奨励金を交付した年度において、女性役員の退任又は男性への役員交代により、女性役員が1名以下となった場合にあっても、当該年度に交付した奨励金の返還は要しないものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年10月10日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。